

懲戒処分の公表

令和6年1月22日

新城市長 下江 洋行

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「新城市職員の懲戒処分等に関する指針」に基づき公表します。

【事案の概要】

令和2年度に作手総合支所地域課が発注した道路未登記物件調査業務において、同業務が完了した事実がないにもかかわらず、虚偽の検査調書を作成しこれを行使した。また、令和3年度及び令和4年度において、同業務が完了に至らず事務が遅滞した。

【処分内容】

所属	職名	年齢	性別	処分の種類及び程度
作手総合支所	主査	50歳代	男	公文書偽造・不適正な事務処理 【停職3月】
作手総合支所	課長	50歳代	男	公文書偽造・不適正な事務処理 【停職2月】
産業振興部	副課長	50歳代	男	公文書偽造・不適正な事務処理 【停職2月】
作手総合支所	総合支所長	50歳代	男	管理監督責任 【減給(10分の1)1月】
教育部	主事	30歳代	男	不適正な事務処理 【戒告】

処 分 年 月 日	令和6年1月22日
処 分 理 由	地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当するため、本市の処分基準に照らし「停職」、「減給」及び「戒告」としたものである。